

目 次

津市規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

津市告示

住民票の職権消除

認可地縁団体の告示事項の変更

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の事業廃止

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

犬の抑留

津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

都市計画の変更に係る縦覧

津リージョンプラザ行政財産の貸付けに係る条件付一般競争入札の執行

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市上下水道事業公告

津市公共下水道事業に係る負担区

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 0 年津市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号から第 1 9 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

別表テニスコートの項中

津市古河公園内テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで	を
津市入江公園内テニスコート		
津市海浜公園内テニスコート		

津市古河公園内テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで	に、
津市海浜公園内テニスコート		

津市美里テニスコート	午前 6 時から午後 1 0 時（ 1 1 月 1 日から翌年の 4 月 3 0 日までの期間にあっては、午後 5 時）まで	を
津市安濃テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで	

「	津市美里テニスコート	午前 6 時から午後 1 0 時（ 1 1 月 1 日 から翌年の 4 月 3 0 日までの期間にあ っては、午後 5 時）まで	に改め、	」
---	------------	--	------	---

同表ゲートボール場の項中

「	津市白山ゲートボール 場	午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分ま で	を	」
	津市白山川口ゲートボ ール場			
	津市白山大三ゲートボ ール場			

「	津市白山ゲートボール 場	午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分ま で	に改める。	」
	津市白山川口ゲートボ ール場			

附 則

- 1 この規則中別表の改正規定（ゲートボール場の項に係る部分に限る。）は令和 3 年 4 月 1 日から、その他の改正規定及び次項の規定は同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 2 号を削り、第 1 3 号を第 1 2 号とし、第 1 4 号を第 1 3 号とし、第 1 5 号を削り、第 1 6 号を第 1 4 号とし、第 1 7 号から第 3 3 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 9 号中「第 1 1 号から第 1 3 号まで、第 1 5 号、第 1 6 号、第 1 9 号、第 2 0 号及び第 2 3 号から第 2 9 号まで」を「第 1 1 号、第 1 2 号、第 1 4 号、第 1 7 号、第 1 8 号及び第 2 1 号から第 2 7 号まで」に改め、同条第 1 0 号中「第 1 4 号及び第 2 2 号」を「第 1 3 号及び第 2 0 号」に改め、同条第 1 1 号中「第 2 条第 1 7 号及び第 1 8 号」を「第 2 条第 1 5 号及び第 1 6 号」に改め、同条第 1 2 号中「第 2 条第 2 1 号」を「第 2 条第 1 9 号」に改め、同条第 1 3 号中「第 2 条第 3 0 号」を「第 2 条第 2 8 号」に改め、

同条第 1 4 号中「第 2 条第 3 1 号及び第 3 2 号」を「第 2 条第 2 9 号及び第 3 0 号」に改め、同条第 1 5 号中「第 2 条第 3 3 号」を「第 2 条第 3 1 号」に改める。

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 号

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

津市消防法等施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 2 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 号中「第 1 2 号」を「第 1 3 号」に、「燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書」を「急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書」に改め、同条第 3 号中「第 4 4 条第 1 3 号」を「第 4 4 条第 1 4 号」に改め、同条第 4 号中「第 4 4 条第 1 4 号」を「第 4 4 条第 1 5 号」に、「充てん」を「充填」に改める。

第 7 号様式備考 6 中「及び消防用設備等」を「、消防用設備等」に改め、「含む。）」の次に「その他必要な書類」を加える。

「
燃料電池発電設備
第 9 号様式中 発電設備 設置届出書を
変電設備
蓄電池設備
」

「急速充電設備

燃料電池発電設備

発電設備設置届出書に、「津市（名称）消防署長」を

変電設備

蓄電池設備
」

「津市消防長」に改め、同様式備考 3 中「欄には」の次に「、急速充電設備」を加える。

第 1 1 号様式中「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に、「充てん又は」を「充填又は」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

津市告示第 7 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和 3 年 1 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所	氏 名	生 年 月 日
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

	○ ○ ○ ○ ○	
○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

2 消除した年月日
令和3年1月14日

津市告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 8 年津市告示第 104 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 1 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南河路自治会

三重県津市南河路 438 番地

代表者 谷 秀司

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	落合 勝彦 三重県津市南河路 429 番地 3
変更後	谷 秀司 三重県津市南河路 424 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 3 年 1 月 10 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 32 第 2 項の規定に基づき、廃止の届出がされたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 30 第 2 項及び児童福祉法第 24 条の 37 の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

一般社団法人三重県社会福祉士会

2 事業所の名称

三重県社会福祉士会相談支援事業所

3 事業所の所在地

津市桜橋二丁目 131 番地

4 廃止年月日

令和 3 年 1 月 31 日

5 廃止した事業の種類

(1) 特定相談支援

(2) 障害児相談支援

6 事業所番号

(1) 特定相談支援事業所 2430502068

(2) 障害児相談支援事業所 2470500360

津市告示第 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 4 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大里野田町自治会

三重県津市大里野田町 4 0 1 番地 1

代表者 村田 進

2 変更に係る事項

(1) 区域

変更前	本会の区域は、津市大里野田町の全部とする。
変更後	本会の区域は、津市大里野田町の全部とする。ただし、津市大里野田町 2 2 6 番地及び 2 3 7 番地 1 を除く。

(2) 代表者の氏名及び住所

変更前	稲垣 幸一 三重県津市大里野田町 9 3 9 番地 3
変更後	村田 進 三重県津市大里野田町 5 4 6 番地 1

3 変更年月日

令和 3 年 1 月 1 0 日

4 変更の理由

地縁による団体の区域及び代表者の変更が、令和 3 年 1 月 1 0 日の定期総会において承認されたため。

津市公告第 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
藤方	雑種	薄茶 短毛	オス	大	9 1 日以上	迷彩柄の 胴輪あり

2 抑留日 令和 3 年 1 月 1 4 日

3 抑留期間 令和 3 年 1 月 2 2 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 8 号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 1 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託

(2) 業務委託の内容

津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託に係る入札実施要項（以下「実施要項」という。）津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

2 参加要件

入札に参加できる者は、単独又は事業者により構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。単独事業者の参加要件については、次に掲げる要件を全て満たすものとし、共同企業体の参加要件については、別冊2「津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託共同企業体の取扱いに関する要項」の「2 共同企業体の参加要件」を全て満たすものとし、

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿の給食業務のうち「給食運送業務」及び「給食調理業務」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当するものでないこと及び次のアからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受けているなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定による営業の許可を有していること。
- (8) 平成 22 年 4 月 1 日以後に、同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設で調理業務の履行実績を通算又は合算して 2 年以上有していること。
- (9) 三重県内に、職員が常駐する本店、支店又は営業所等を有すること、又は委託業務開始までに設置すること。
- (10) 平成 29 年度以降、学校給食業務において、食品衛生法第 55 条第 1 項及び第 56 条の規定による営業の停止等の処分を受けたことがある場合は、令和 3 年 1 月 1 日現在、処分が解除された日から起算して 2 年を経過していること。
- (11) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に基づく損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (12) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等がこの入札に参加及び契約を行う場合は、本社所在地及び支店等所在地の都道府県民税及び市町村税）の滞納がないこと。

3 日程

公告（実施要項の公表）	令和 3 年 1 月 22 日（金）
-------------	--------------------

実施要項等の配布	令和３年１月２２日（金）から３月４日（木） 午後５時まで
質問書の受付	令和３年１月２２日（金）から２月１２日（金） 午後５時まで
質問書の回答期限	令和３年２月１７日（水）午後５時まで
入札参加申込期間	令和３年２月１８日（木）から３月４日（木） 午後５時まで
入札参加資格審査結果通知	令和３年３月９日（火）午後３時以後に通知
入札書提出期限	令和３年３月１６日（火）午後５時まで
開札	令和３年３月１８日（木）午前１０時
契約締結	令和３年３月下旬
試行・研修期間	令和３年８月
給食開始	令和３年９月２日（木）

4 実施要項等の配布

実施要項、仕様書等については、津市のホームページ当該入札記事内【<https://www.info.city.tsu.mie.jp>】からダウンロードしてください。

また、令和３年１月２２日から３月４日（木）午後５時までの期間で、郵送又はＦＡＸで受領を希望する場合は、給食センター（０５９-２５３-８８０１）へ電話してください。

5 質疑等について

参加資格要件を有する者からに限り質疑等は、次のとおり受け付けますが、電話や口頭での個別の対応は行いません。また、回答に対する再質問は受け付けません。

(1) 受付期間

令和３年１月２２日（金）から２月１２日（金）午後５時までとします。

期間後の提出は受け付けません。

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式第１号）に内容を簡潔にまとめて記載し、給食センターへ電子メール又はＦＡＸで提出すること。質問者には、質問の内容について確認を行うことがあります。なお、持参、郵送、電話等による質疑には応じません。電子メール及びＦＡＸ送信後は電話で受信の確認を行うこと。

(3) 提出先

津市中央学校給食センター

送信先 : 電子メールアドレス 253-8801@city.tsu.lg.jp^{エドジー}
F A X 059-254-1051

受信確認 : 電話 059-253-8801

(4) 質疑等の回答

回答は、令和3年2月17日(水)午後5時までに津市ホームページでの回答のほか、希望する場合はFAX送信しますので、給食センターへ電話してください。回答に当たっては、質問を行った者の名称等は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては回答しない場合があります。

6 共同企業体について

共同企業体として本業務委託の入札に参加する者は、実施要項に定めるもののほか、津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託共同企業体の取扱いに関する要項に基づいて手続きしてください。

7 参加手続き

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、入札参加資格の確認を受けてください。提出期間に当該書類等を提出しない者、又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 入札参加申込書類の提出期間

令和3年2月18日(木)から3月4日(木)午後5時(必着)

(2) 提出場所

〒514-1254 津市森町5008番地14
津市中央学校給食センター

(3) 提出方法

原則として、「一般書留」又は「簡易書留」としますが、当該期限までに間に合わない場合に限り、給食センターへの持参を可とします。また、郵送による提出の場合は、給食センターへ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

ア 入札参加申込書(様式第2号)

イ 会社概要等整理票(様式第3号)

ウ 調理業務の実績(様式第4号)及び契約書等契約の内容が確認できる書類の写し

エ 宣誓書（様式第 5 号）

オ 添付書類

会社の沿革及び組織のわかるもの（パンフレット可）

直近の決算書の写し

食品衛生法第 5 2 条の規定による営業許可証の写し

本業務委託に携わる統括責任者との雇用関係を確認できる書類（原則として公的機関等が発行する雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）

生産物賠償責任保険証書の写し

8 入札参加資格審査の結果通知

参加申込みのあった者について、入札参加申込書等の提出書類に基づき入札参加資格の審査を行います。

審査結果の通知は、参加申込みのあった者全員に令和 3 年 3 月 9 日（火）午後 3 時以後に電子メールで行います。併せて、参加申込みのあった者全員に同日付け文書により通知します。

9 参加の辞退

入札参加申込書を提出した後に参加を辞退するときは、入札辞退届（様式第 6 号）を津市中央学校給食センターへ提出してください。

提出方法については、原則として郵送とします。なお、入札書提出期限までに提出できない場合は、給食センター（059-254-1051）まで F A X すること。

10 入札及び開札

入札方法は郵便による入札とし、入札書を封筒に封入の上、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法で郵送するものとしますが、下記「(1)入札書提出期限」までに間に合わない場合に限り、給食センターへの持参を可とします。また、郵送による応札の場合は、給食センターへ到着確認を必ず行ってください。

(1) 入札書提出期限

令和 3 年 3 月 1 6 日（火）午後 5 時必着

(2) 入札書郵送提出場所

〒5 1 4 - 1 2 5 4 津市森町 5 0 0 8 番地 1 4

津市中央学校給食センター

(3) 入札保証金

免除

(4) 業務委託契約書

別紙 9 のとおり

(5) 契約保証金

契約金額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上

ただし、津市契約規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除します。

(6) 入札の方法及び決定方法

ア 指定の入札書（様式第 7 号）により、実施要項、仕様書等に基づき入札金額等を記載の上、封書し、入札を行ってください。

イ 実施要項、仕様書等に基づき、1 年間（12 か月）の業務内容をもとに、月額で応札してください。

ウ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
なお落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とします。

エ 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として 1 回）、その連絡については、応札者のみに FAX 送信します。

オ 最低価格入札者が 2 業者以上の場合は、立会人（入札事務に関係がない市職員）によるくじ引きにより落札者を決定します。

カ その他、入札者は、「条件付一般競争入札参加者心得（様式第 17 号）」に留意の上、入札を行ってください。

(7) 開札日時

令和 3 年 3 月 18 日（木）午前 10 時から

(8) 開札場所

津市森町 5008 番地 14

津市中央学校給食センター 2 階 レクチャールーム

11 その他

(1) 本業務委託の入札に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

(2) 入札参加者は、入札参加申込書の提出をもって、実施要項、仕様書等の

記載内容を承諾したものとみなします。

- (3) 提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しません。
- (4) 郵便及びメールの未達等におけるトラブルに関しては、津市は一切の責任を負いません。

12 提出及び問い合わせ先

津市中央学校給食センター

電 話 0 5 9 - 2 5 3 - 8 8 0 1 (直 通)

F A X 0 5 9 - 2 5 4 - 1 0 5 1 (直 通)

Eメール 253-8801@city.tsu.^{エッジ}lg.jp

お問い合わせ、窓口への書類の提出及び電子メールの着信確認等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

津市公告第 9 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
柳山津興	雑種	茶 中毛	オス	中	9 1 日 以上	赤い首輪あり

2 抑留日 令和 3 年 1 月 1 8 日

3 抑留期間 令和 3 年 1 月 2 8 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 1 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 3 年 1 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 3 年 1 月 2 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市上浜町六丁目 1 8 9 番及び 1 9 0 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
三重県松阪市大平尾町 5 3 番地 1
伊藤 俊次

津市公告第 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画及び安濃都市計画下水道
- 2 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

津市公告第 1 2 号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 津リージョンプラザ行政財産の貸付け

(2) 物件の概要

所在地	津市西丸之内 2 3 番 1 号		
土地		建物	
名称	津リージョンプラザ敷地	名称	津リージョンプラザ
地番	3 3 5 番 1	構造	鉄筋コンクリート造
地目	宅地	階層	地上 5 階地下 1 階建
地積	2 5 , 9 4 0 . 3 7 m ²	床面積	9 , 5 8 3 . 5 5 m ²
貸付部分	リージョンプラザ 3 階一部 別紙「3 階平面図」参照		
貸付面積	1 4 . 2 4 m ²		

(3) 遵守要件 詳細は津リージョンプラザ行政財産の貸付けに係る貸付要領（以下「貸付要領」といいます。）参照

2 入札参加者に必要な参加要件

本件の入札に参加できる者は、個人、法人及びその他の団体とし、次の各号のいずれにも該当する者としめます。

- (1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税及び軽自動車税を滞納していない者
- (2) 所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）の規定による所得税（法人にあつては法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）の規定による法人税）並びに消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定による消費税及び地方消費税について未納の徴収金がない者
- (3) 令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (4) 過去に津市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがない者
- (5) 当該公告の日から入札時までの期間において、津市から指名停止措置を受けていない者
- (6) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者
- (8) 過去５年以内に３年以上継続して飲食店又は喫茶店営業の経験を有する者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者でない者
- (10) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人でない者
- (11) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人でない者
- (12) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者でない者
- (13) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与している者でない者
- (14) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者でない者
- (15) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者でない者
- (16) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でない者

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配布

(1) 期間

令和３年１月２９日（金）から令和３年２月１２日（金）までとします。

(2) 配布方法

津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp>）

「文化・スポーツ」「施設案内（公共施設情報）」又は「仕事・産業」「入札・契約」からダウンロードしてください。

また、郵送又はFAXで受領を希望する場合は、津リージョンプラザ総合管理事務室（059-229-3300）へ電話してください。その場合、時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、津リージョンプラザの休館日（月曜日）を除きます。

4 質疑等の受付

(1) 受付期間

令和3年1月29日（金）から令和3年2月4日（木）正午までとします。

(2) 質問書の提出方法

質疑等は、公告において示す参加要件を有する者に限って指定の質問書（第1号様式）により、津リージョンプラザ総合管理事務室へ電子メール又はFAXで提出することとし、送信後は電話で受信の確認を行ってください。持参、郵送、電話等による質疑には応じません。

(3) 提出場所

津リージョンプラザ総合管理事務室

送信先 電子メールアドレス 229-3300@city.tsu.lg.jp

FAX 059-229-3344

受信確認 電話 059-229-3300

5 質疑等に対する回答

質疑等に対する回答は、令和3年2月5日（金）午後5時までに、津市ホームページ「文化・スポーツ」「施設案内（公共施設情報）」又は「仕事・産業」「入札・契約」において公開します。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。

意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、回答に対する再度の質問は認めないため、質問書には質疑等の内容を明確に記載し提出してください。

6 現地説明会

貸付物件の現地説明会は開催しません。

貸付物件の見学を希望する場合、津リージョンプラザ総合管理事務室まで事前に連絡してください。

7 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書

等を提出し、入札参加資格の確認を受けてください。提出期限までに当該書類等を提出しない者、又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

- ア 提出期限 令和3年2月12日（金）午後5時まで
- イ 提出場所 〒514-8611 津市西丸之内23番1号
津リージョンプラザ総合管理事務室
- ウ 提出方法 原則として、「一般書留」又は「簡易書留」としますが、当該期限までに間に合わない場合に限り、津リージョンプラザ総合管理事務室への持参を可とします。また、郵送による提出の場合は、津リージョンプラザ総合管理事務室へ到着確認を必ず行ってください。

(2) 提出書類（個人及び法人）

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（第2号様式）
- イ 宣誓書（第3号様式）
- ウ 営業実績申告書（第4号様式）
- エ 個人の場合は、住民票の写し（個人のもの）
法人の場合は、法人登記簿謄本
いずれも発行後3箇月以内のものに限定します。
- オ 個人の場合は、印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）
法人の場合は、次の全ての書類
 - (ア) 印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）
 - (イ) 本社又は本店（以下「本店」といいます。）の場合は、使用印鑑届（第5号様式）
契約締結等の権限を委任する支店又は営業所（以下「営業所等」といいます。）の場合は、委任状兼使用印鑑届（第6号様式）
- カ 国税に係る次の納税証明書
個人の場合は、納税証明書（その3の2「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用）
法人の場合は、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用）
- キ 津市の市税に滞納がない旨の証明書（完納証明書）
津市に納税義務が無い場合は、本店又は委任先となる営業所等の所在地若しくは住所の市区町村税又は都税の滞納が無い旨の証明書

新規に営業所等を開設した場合は、法人市民税等の法人開設届の写し等

なお、滞納が無い旨の証明書を発行していない市区町村等の場合は、次の全ての証明書

- (ア) 市区町村民税又は都民税の納税証明書又は非課税証明書（直近２年分）
- (イ) 固定資産税の納税証明書又は非課税証明書（直近２年分）
- (ロ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書（直近２年分）
- (3) 提出書類（その他の団体）

その他の団体の場合は、「(2) 提出書類」に記載の書類（個人・法人別の場合は、代表者個人のもの）に加えて、団体規約（定款）の写し等活動実態が確認できる資料を添付してください。

- (4) 提出した書類は、理由にかかわらず一切返却しないものとします。
- (5) 法人の場合は、本店及び営業所等又は複数の営業所等が本件の入札に参加することはできないものとします。

また、個人及びその他の団体が本件の入札に参加する場合において、個人とその他の団体の代表者又は複数のその他の団体の代表者を同一の個人が兼ねることはできないものとします。

- (6) 入札参加資格の審査結果については、参加申込みのあった者全員に令和３年２月１６日（火）までに、津市条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第７号様式）により通知します。

8 予定価格（最低入札金額）

本件の入札における予定価格は、年額１３０，６１４円とし、当該予定価格を最低入札金額とします。

9 入札及び開札

入札方法は郵便による入札とし、入札書を封筒に封入の上、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法で郵送するものとしますが、下記「(1)入札書提出期限」までに間に合わない場合に限り、津リージョンプラザ総管理事務室への持参を可とします。また、郵送による応札の場合は、津リージョンプラザ総管理事務室へ到着確認を必ず行ってください。

(1) 入札書提出期限

令和３年２月１８日（木）午後５時必着

(2) 入札書郵送提出場所

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津リージョンプラザ総合管理事務室

10 入札の方法及び決定方法

- (1) 指定の入札書（様式第9号）により、金額等を記載の上、封書し、入札を行ってください。
- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
なお落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とします。
- (3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として1回）、その連絡については、応札者のみにFAX送信します。
- (4) 最低価格入札者が2業者以上の場合は、立会人（入札事務に関係がない市職員）によるくじ引きにより落札者を決定します。
- (5) その他、入札者は、「条件付一般競争入札参加者心得（様式第10号）」に留意の上、入札を行ってください。

(6) 開札日時

令和3年2月19日（金）午前10時から

(7) 開札場所

津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ2階 第3会議室

11 入札保証金

免除とします。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札参加申込書等の提出資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 入札参加申込書等の提出資料に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。

- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
 - (9) 入札金額を訂正しているとき。
 - (10) 入札書に日付の記載がないとき。
 - (11) 入札書に記載した金額その他載事項が不明確なとき。
 - (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
 - (13) 入札書を封入する封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
 - (14) 入札書を封入する封筒表面に入札件名のないとき又は入札件名が異なるとき。
 - (15) 入札書を封入する裏面に封印のないとき。
 - (16) 予定価格（最低入札金額）を下回る入札金額を記載して入札を行ったとき。
 - (17) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
 - (18) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。
- 13 公正な入札の確保
- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
 - (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
 - (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- 14 契約書作成の要否
- 契約書作成は要とし、津市において契約条項を示します。
- 15 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず令和3年2月17日（水）午後5時までに、津リージョンプラザ総合管理事務室に確認してください。ただし、津リージョンプラザの休館日（月曜日）を除きます。

【提出及び問い合わせ先】

津市西丸之内23番1号

津市スポーツ文化振興部文化振興課

津リージョンプラザ1階総合管理事務室

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 0 0

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 4 4

津市上下水道事業告示第 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 4 号の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 1 9 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社土幸建設	津市河辺町 2 6 9 1 番地	令和 2 年 1 2 月 1 4 日
有限会社勝田設備	松阪市山室町 3 4 番地 5	令和 2 年 1 2 月 1 7 日
道貝設備	松阪市大黒田町 8 7 4 番地 2	令和 2 年 4 月 1 5 日
腰山水道	津市一志町高野 1 6 0 番地 1 9 1	令和 2 年 1 1 月 3 0 日

津市上下水道事業告示第 2 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 1 9 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社エスケー 技建	鈴鹿市庄野町 4 番 3 1 号	令和 8 年 9 月 2 9 日まで
有限会社広管工業	津市久居明神町 1 6 9 0 番地 3 6	令和 8 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業告示第 3 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 1 9 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社ベターハウジング	鈴鹿市若松北一丁目 1 6 番 2 6 号	令和 3 年 1 月 1 3 日から令和 8 年 1 月 1 2 日まで

津市上下水道事業告示第 4 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 2 6 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社W a t e r P r o 水坊主	津市垂水 2 0 1 0 番地 4 4	令和 8 年 9 月 2 9 日まで
株式会社佐南組	津市安濃町安部 6 6 5 番地 3	令和 8 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業公告第 3 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 2 号）第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり負担区の名称、区域及び地積を公告します。

令和 3 年 1 月 2 1 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

記

負担区の名称	区 域	地 積
津北部第 7 処理分区第 1 負担区	一身田豊野の一部	7 , 3 0 0 平方メートル
新家第 2 分担区	新家町及び牧町の一部	4 8 , 8 0 0 平方メートル

津市教育委員会告示第 1 号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和 3 年 1 月 1 8 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

1 招集の日時

令和 3 年 1 月 2 2 日（金） 午後 4 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室

3 会議の事件

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）に係る意見について